

公表第11号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年7月10日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
35	都市建設部	住宅政策課	<p>第3章 監査結果総括</p> <p>1. 監査結果の共通の意見 (意見3)行政判断の文書化 久留米市営住宅条例及び久留米市営住宅滞納家賃等収納事務処理要綱の文言の中には、「やむを得ない事情」「その他特別の事情がある場合」は、* *しないことができる、といった具合に宥恕規程が複数存在する。「やむを得ない事情」「その他特別の事情がある場合」などの判断は、誰が、どのように決裁するのか、そしてその判断の記録はどのように残すのかといったところまで明文化されていない。 今回の包括外部監査の過程で「やむを得ない事情」についての決裁文書を徴求したにもかかわらず書類を確認できなかった事案があったが、行政訴訟や住民監査請求等、今後第三者へ説明する必要がある場合に重要な説明資料となることから、今後どのような方法でどのような記録を残すのかの検討が必要と考える。 仮に他の部署でも文書化ができていないようであれば、全庁的に対応を検討する必要があると考えられる。</p>	意見	<p>令和2年2月から、やむを得ない事情と判断するに至った場合には、その経緯を記載した文書を必ず決裁文書に添付するように改めました。 今後も、判断に至った記録を適切に管理、保存していきます。</p>
56	都市建設部	住宅政策課	<p>第4章 各論</p> <p>1. 入居手続 (指摘2)入居申込書類の記入漏れ 子育て枠の募集状況の監査を行ったサンプルについて、入居者の生年月日の記載漏れが1件あった。子育て枠の判断において、生年月日は重要な判断要素であることから、申込書等の記入もれが無いよう、住宅政策課内の書類審査を適切に行う必要がある。</p>	指摘	<p>ご指摘の内容について課内職員に周知し、令和2年2月の定期募集から、入居申込書類の複数人でのチェックを徹底しております。 今後も適切な事務処理に努めていきます。</p>
59	都市建設部	住宅政策課	<p>第4章 各論</p> <p>1. 入居手続 (意見8)入居要件等の周知の徹底 定期募集で当選したにもかかわらず無効・辞退が発生する理由は、明らかに応募者が応募する番号を間違えたため、もしくは、飼ってはいけないペットを保護したためといった過失によるものもあるが、当選後現地の下見をした結果辞退した事例や当選後の収入審査で入居基準を満たしていないことが判明し無効となったケースも発生していた。いずれの場合も、抽選で落選した本来入居すべき希望者の入居機会を奪う結果となっていることを踏まえ、入居資格要件の事前の審査や内覧、募集住居が視覚的にわかるホームページやパンフレットでの情報提供を行うべきではなかろうか。</p>	意見	<p>入居資格要件については、収入要件以外は抽選前までに全て確認しています。収入要件は、手数料が必要な所得証明書により確認しており、応募者の負担を軽減するため、抽選後に必要な方からのみ提出いただいています。視覚的な情報提供については、ご意見を踏まえ、令和2年2月の定期募集から、間取り図や居室内の写真をホームページで公開するよう改めました。 今後も当選後の辞退者が減少するよう、募集案内の改善に努めます。</p>
73	都市建設部	住宅政策課	<p>第4章 各論</p> <p>2. 市営住宅家賃 (意見13)空き駐車場の有効利用について 以前の駐車場不足は入居率の低下や入居者の高齢化に伴い解消されつつあり、使用率は減少傾向にある。空き駐車場は増加傾向にあるので外部に貸し出すなどの有効利用を検討していただきたい。</p>	意見	<p>駐車場の入居者以外への貸し出しについては、事前に国の承認が必要であり、空き駐車場の有効利用について平成26年から国と協議を行っています。その結果、平成27年度から市営住宅の駐車場を月極駐車場として入居者以外への貸し出しを開始するとともに、平成29年度からは、コインパーキングを追加設置し有効活用を図っております。 今後も国との協議を継続し更なる有効活用を図っていきます。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
90	都市建設部	住宅政策課	第4章 各論 3. 住宅行政にかかる歳出 (意見15)書類の訂正理由の記載 サンプルチェックした結果、決裁者の訂正が見受けられた。誤った決裁者から正しい決裁者への修正であり、住宅政策課内での誤りを発見する統制は機能していることは評価できるが、サンプル資料には訂正理由の記載は見受けられず、決裁権限規程を閲覧して確認する必要がある。訂正理由についても記載することで部課内の担当者以外又は第三者が当該資料を閲覧した場合に適時に訂正要因を確認することができることから、理由の記載を検討すべきである。	意見	業務内容や金額に応じた決裁区分の確認を徹底するよう課内職員に周知しました。 なお、今後、訂正を行う場合には、ご意見のとおり、当該文書に訂正理由を記載します。
111	都市建設部	住宅政策課	第4章 各論 5. 収納手続・滞納事務 (指摘5)連帯保証人が死亡、行方不明等の事由がある場合の追加徴求 「催告書送付対象者の保証人に対する指導依頼」の決裁の内容を確認したところ、連帯保証人が死亡した場合や所在不明のケースにおいて、市から新たな連帯保証人を徴求するなどの、当該事由を補完する対応がなされていない。一義的には契約者が主体的に行うべきことではあるが、当該事実を認識しているにもかかわらず、連帯保証人の追加徴求をしていない市の業務にも問題がある。 一定の事由が確認され、かつ契約者が対応しない場合には、時期をみて契約者に対し当該事由を補完する対応を市が催促すべきである。また併せて、関連する規程も整備する必要がある。	指摘	民法の一部改正を受けて、連帯保証人を確保できないために市営住宅に入居できないといった事態を解消し、公営住宅の本来の目的を達成するため、令和2年4月1日に市営住宅条例施行規則を改正し、連帯保証人の確保を入居条件から除外しました。 そのため、令和2年3月31日以前の入居者の連帯保証人が死亡した場合でも、新たな連帯保証人の確保は求めません。
112	都市建設部	住宅政策課	第4章 各論 5. 収納手続・滞納事務 (指摘7)最終催告書を送付すべき対象者に漏れがあったことについて 最終催告通知にかかる決裁書を確認したところ、催告リストアップから漏れていたことにより、滞納月数が長期に渡っている者を確認した。その理由について担当者にヒアリングしたところ、一度完納された事実とエクセル上の不備が相俟って、催告すべきリストから漏れていたとのことである。一般的に、債権は滞納期間が短いほどその回収可能性は高くなり、債務額が小さいほど債務者の弁済の可能性が残るため、最終催告を行うべき者となったときは、要綱通り最終催告書を送付しなければならない。また、送付漏れの生じない組織体制を構築しなければならない。	指摘	システムから滞納状況を抽出する際に、誤った方法で抽出したため対象者に漏れが生じたものです。 ご指摘を踏まえ、適正な抽出方法について、具体的な操作を行いながら課内職員に周知しました。 今後、データに遺漏が生じないよう適正な処理を徹底します。
119	都市建設部	住宅政策課	第4章 各論 5. 収納手続・滞納事務 (指摘8)判断の根拠の書面化 和解に係る「やむを得ない事情」に該当かどうかの判断は大変難しく、また当該決裁における最も重要な事項であるため、決裁権限者の決裁が必要である。当該事案については、上述のとおり「やむを得ない事情がある」と認められた結果和解締結に至っているが、監査実施者が担当者へのヒアリングで情報を得たものであり、当該決裁書にはやむを得ない事情と判断するに至った経緯を記載した文書を監査上確認できなかった。和解決裁において、「やむを得ない事情」は最重要事項であるため、その内容について明確に文書化し決裁権限者が有効な判断を行うことができる決裁文書を作成するとともに、行政文書として記録する習慣を構築しなければならない。	指摘	令和2年2月から、やむを得ない事情と判断するに至った場合には、その経緯を記載した文書を必ず決済文書に添付するように改めました。今後も決裁権限者が有効な判断を行うことができるよう、適切に処理していきます。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
134	都市建設部	住宅政策課	<p>第4章 各論 7. 備品台帳の整備状況 (指摘9) 所属替え備品の台帳記載漏れ 住宅政策課に物品として存在していて備品台帳に記載の無いものがないか、現物と備品台帳の照合の監査手続きを行った結果、住宅政策課に所在する備品のうち備品台帳に記載されていないものが存在していた。具体的には、備品番号81827のキャビネットが備品台帳へ記載されていなかった。 備品台帳に記載されなかった原因は、別の部署で使われていた備品を住宅政策課に配置替えを行った際に所属替えの手続きが漏れていたとのことであった。 備品台帳は、実在性や網羅性が担保されて初めて利用可能となるものであるため、備品の所属替えの手続きを徹底すべきであると考え。</p>	指摘	<p>ご指摘を受け、住宅政策課の備品台帳に記載されていなかったファイリングキャビネットについて、改めて備品台帳管理の運用について確認しました。当該備品は総務部総務課で購入したものであり、総務部総務課で購入したファイリングキャビネットについては、使用、保管先が住宅政策課であっても所管替えせずに、一括して総務部総務課の所管とすることとなっており、管理上の不備はありませんでした。</p>
198	都市建設部	住宅政策課	<p>第4章 各論 10. 住宅新築資金等貸付事業特別会計 (意見32) 貸付金管理システムのアクセスセキュリティ強化 住宅政策課で使用している特別会計事業にかかる貸付金管理システムのアクセスセキュリティを整備し改善すべきである。 現在、貸付金管理システムが内蔵されたパソコンは住宅政策課内に1台設置されており、ログインIDまたはパスワードを入力する仕組みは有しておらず、担当者以外の職員も容易にアプリケーションソフトを起動し、貸付金管理システムを編集操作することが可能な状況である。 住宅政策課の担当者以外の者が当該システムを操作して編集する可能性はゼロとは言えない。貸付先の情報資産を保護すること並びに適切に管理するという観点から、当該システムへのアクセス権限(ログインIDまたはパスワードの設定など)を設定し、セキュリティを強化することが必要である。</p>	意見	<p>ご意見のとおり、当システムには、個人情報が多く含まれており、セキュリティの強化は重要と考えています。 当システムについて、貸付先の情報資産を保護すること並びに適切に管理するという観点から、本年1月に当システムパソコン本体に静脈認証設定及びパスワード設定を行い、担当者のみが当システムへアクセスできるようセキュリティの強化を図りました。</p>